

(別記)

飛檄 十！！

我が関東労働同盟會、自動車労働組合所属ノ小型自動車、従業員諸君が去ル十七日左記ノ要
 求書ヲ提出ルト全時ニ總ストライキヲ決テシタ事ハ、スデニ諸君ノ御承知ノ事ト思フ。
 我等ハ過去ニ於ケル同ノ自動車争議惨敗ヲ志レテ、ハナラナイ根骨清ニ徹シテ、ハナラナイ
 ヲ従業員ハ要求ニ對シテ、今日ノ日回答スルコトヲ約シテイル。我等ハ若シ會社側ニシテ、此ノ至當ナル要求ヲ
 顧ミテトスル横暴ナル態度ヲ示スナラ、噴然起ツテ之レヲ痛懲スル決心ヲサナハナラヌ。
 組合員諸君！モシ今日度ノ争議敗レタラ、恐ラク自動車労働組合ハ再び起ツ能クナイデアラウ。
 再々交通労働者ハ永キ詭取ニ當マネバナラヌゲラウ。
 組合員諸君！若シ一度檄カンケララ交通労働ノ兄弟ヲ救フ為メ、代ガ関東労働同盟會
 面目ノタニ諸君ノ奮起ヲマツモラデアル。

一、自動車讓受證書中第三條ノ削除口至五年二月廿九日差、換言約書ヲ無効トシ旧証言約書ヲ復旧スル
 一、但シ第七條ヲ削除スル事
 一、營業規則第六條中、營業費月額金老齢也、營業業績成、常態ニ復スルニテ、金高也ト改訂スル事
 一、收容能力ナキ車台ニ總合ラレタル車庫料、此際既往通り之ヲ概算金之内ヲ金高也所有者ニ即時返付
 一、但シ今後全部收容設備ノ完成スル迄、各車庫料金全額田底減スル事
 一、營業不振生活窮迫ノ折柄、土月分社員及償却金納入ヲ逐次延期セラレタシ
 一、會社ニ於テ増車スル場合、我々同ノ同意ヲ得且ツ増車多数、全部ヲ收容スル營業所創設後ニ實行スル事
 以上

大正十四年十二月十七日

日本労働同盟
自動車労働組合

小型自動車争議團

以上

小型自動車株式會社社長山中勇殿

関東労働同盟會争議部

交通労働者ノ為ニ奮起セヨ
十二月十八日
各組合支部御中

券收第二七一六號

大正十四年十二月

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 若槻 禮次郎 殿
 東京警備司令部 官 殿
 社會局長 岡 隆一郎 殿

京都 大隈 辨 泰川 愛知 兵庫 千葉 埼玉
 山梨 群馬 栃島 長野 青森 北海道

各 府 縣 長 官 殿
 東京地方裁判所檢察 正 殿

14.12.25
 264

東京地方裁判所檢察 正 殿